

## 平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

### 1. 平成23年度の経緯

平成22年度に環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、電気の供給を受ける契約については、2年間の契約期間で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を交わしており、平成23年度はその2年目にあたるため、新規の入札は行わなかった。

また、自動車の賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約及び建築物に関する契約には、該当がなかった。

### 2. 環境配慮契約に係る事項

#### （1）電気の供給を受ける契約

上記1のとおり、環境配慮契約に基づく電気の供給を受ける契約の2年目にあたるため、新規の入札は行わなかった。

#### （2）自動車の賃貸借に係る契約

自動車の新規購入（交換）及び賃貸借の契約については、該当がなかった。

### 3. その他環境配慮契約に係る事項

「上石神井事務所執務室照明器具改修（反射板付照明器具設置）」を以下の内容で行い、節電を図った。

- ・「2灯蛍光管照明器具」の「1灯蛍光管照明器具（反射板付）」への改修 / 約400台 該当照明器具の消費電力を約3割削減
- ・「40W蛍光灯管」の「32W蛍光灯管」への改修 / 上記のうち約20台 上記改修と併せて該当照明器具の消費電力を約4割削減

また、環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。